

「汎用可搬型システム(陸上移動局)と電波天文との運用調整について」 に関する申し合わせ

2024年5月1日現在
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
大学共同利用機関法人自然科学研究機構国立天文台電波天文周波数小委員会

1. 「汎用可搬型システム(陸上移動局)と電波天文との運用調整について」の経緯及び具体的な考え方

ケーブルテレビ事業者が利用している23GHz帯域の汎用可搬型システム(陸上移動局)は、電波天文との隣接帯域を用いているため、電波法関係審査基準で、電波天文との運用調整が定められている。

電波法関係審査基準(抜粋)

「別紙2 無線局の目的別審査基準(第5条関係)」、「第5 放送関係」、「7 公共業務用(通信事項が有線テレビジョン放送事業に関する事項の無線局の場合に限る。）」、「(2) 放送中継用(陸上移動業務の無線局に限る。）」、「セ 電波天文業務の受信設備への干渉の回避」、「A 汎用可搬型システム」

『23GHz帯における観測を実施している電波天文台近傍で使用する場合は、電波天文業務への影響を軽減する必要があることから「法第56条第1項の規定により23.6GHzから24.0GHzまでの周波数を受信するものとして指定を受けた電波天文業務の受信設備の運用に支障を与えない場合に限る。」旨の付款を付すものとする。』

これを受けて、総務省において、「運用に支障を与えない場合」を特定するために、「汎用可搬型システム(陸上移動局)と電波天文との運用調整について」(以下、「運用調整について」という。)が作成された。(平成26年6月12日更新)

汎用可搬型システム(陸上移動局)の免許付与の際の基本的な運用調整スキームは、「運用調整について」のとおりであるが、実際に本スキームを運用するにあたり、より具体的な考え方を整理するため、日本ケーブルテレビ連盟及び国立天文台電波天文周波数小委員会において、本申し合わせを作成した。

なお、「運用調整について」の1ページ目の8つの電波天文設備(同別紙の2~5ページ)が運用調整の主対象ではあるが、それに準じて、その他の8つの電波天文設備(同参考資料の7~10ページ)に対しても1ページ目の記載事項を考慮し、干渉回避マップ(別紙及び参考資料)に従って干渉回避ができるよう運用調整をおこなうこととする。

<具体的な考え方>

○運用調整を行う際には、メール又は文書でのやりとりを基本とする。

○連絡窓口について

基本的には「運用調整について」のとおり、直接的にはケーブルテレビ事業者と国立天文台電波天文周波数小委員会事務局(以下、国立天文台事務局という。)が連絡をとって運用調整を行うが、ケーブルテレ

ビ業界を横断的に把握している業界団体である日本ケーブルテレビ連盟(以下、連盟という。)や、関係する個別の電波天文設備にも関与頂くことが、より円滑な運用調整に資すると考えられる。

従って、これらの連絡先もメールのCCに入れる等で、前者は当該ケーブルテレビ事業者と、後者は国立天文台事務局と一体となつて対応することとする。現時点での連盟の連絡窓口は以下の通りである。

連盟の連絡窓口:(2024年5月1日現在)

23ghz_system@catv-jcta.jp

また関係する個別の電波天文設備の連絡窓口は、ケーブルテレビ事業者から国立天文台事務局の連絡窓口へ、運用調整の打診があつた際に、国立天文台事務局の連絡窓口から情報提供することとする。現時点での国立天文台事務局の連絡窓口は以下の通りである。

国立天文台事務局の連絡窓口:(2024年5月1日現在)

nro-catv-23ghz@ml.nao.ac.jp

○「運用調整について」に基づく運用調整の具体的な進め方は以下の通りとする。

- ① ケーブルテレビ事業者は、地方総合通信局へ「事前相談」をする。
- ② 地方総合通信局は、「運用調整について」に従って、ケーブルテレビ事業者へ「電波天文との運用調整を依頼」する。
- ③ ケーブルテレビ事業者は、連盟の連絡窓口と相談の上、国立天文台事務局の連絡窓口へ速やかに連絡し、運用調整を開始する。

ケーブルテレビ事業者から国立天文台事務局の連絡窓口に対し、連絡する内容は以下のとおりとする。(前述の通り、連盟の連絡窓口を含むこととする。)

【連絡項目】・移動範囲 (※複数の事業者のサービスエリアをまたぐ場合はその旨を記述する。)

- ・使用期間(時間) (※使用期間と使用時間帯を記述する。)
- ・使用周波数 (※使用周波数に加えて、装置の型式等の物理的条件を含めて記述する。)
- ・運用者の連絡先 (※メール、電話等。休日・夜間の緊急連絡先を含めて記述する。)
- ・その他(必要な場合)

用途 (※使用期間や使用時間帯等の他の情報も含めて記述する。)

電波天文との干渉に関するシミュレーション結果や実験結果

災害時に緊急的に運用を行う必要が生じた場合の条件(補足的項目)

運用中に条件を変更する必要が生じた場合の条件(補足的項目)

- ④ 国立天文台事務局の連絡窓口は、関係する個別の電波天文設備と相談の上、ケーブルテレビ事業者に対し、以下の項目を回答することとする。(前述の通り、連盟の連絡窓口を含むこととする。)

【回答項目】

- ・関係する個別の電波天文設備の連絡先(メール、電話等。休日・夜間の緊急連絡先を含む。)
- ・ケーブルテレビ事業者からの運用条件提案に対する可否。
- ・上記が不可との結論である場合は、その理由と代替提案。

- ⑤ 両者で運用条件が合意されたら、ケーブルテレビ事業者は地方総合通信局へ「免許申請」を実施することとし、その際、「運用調整に関する報告」も併せて提出する。
- ⑥ ⑤と並行して、国立天文台事務局は、地方総合通信局へ「運用調整に関する報告」を提出する。ただし、ケーブルテレビ事業者から提出される「運用調整に関する報告」の文書が国立天文台事務局との連名となっている場合は、本手続きは省略することができるものとする。
- ⑦ 地方総合通信局は、ケーブルテレビ事業者と国立天文台事務局から提出された「運用調整に関する報告」の整合性を確認した上で、「免許付与」を実施する。

○前述の補足的項目を検討する際は、以下の例を参考とすることとする。

・災害時に緊急的に運用を行う必要が生じた場合の整理（以下は整理例）

汎用可搬型システム(陸上移動局)は、災害時の緊急性を踏まえたものであるため、災害時は緊急措置的に、当初の運用調整の範囲外の運用とならざるを得ない可能性がある。

このような場合でも基本的には、事前に国立天文台事務局の連絡窓口連絡し、事前協議をすることが前提ではあるが、事前連絡が難しい場合は、運用開始後又は運用終了後のできる限り早い段階で、事後とならざるを得なかった理由とともに、国立天文台事務局の連絡窓口当該運用結果について報告することとする。等

・運用中に条件を変更する必要が生じた場合の整理（以下は整理例）

本運用調整はケーブルテレビ事業者及び国立天文台事務局の両者が合意しない限り、一方的には変更されないこととする。等

2. 臨機の措置について

前述のとおり、汎用可搬型システム(陸上移動局)は、災害時の緊急性を踏まえたものであるため、災害時は緊急措置的に、急遽、臨機の措置を用いた免許申請による運用とならざるを得ない可能性がある。

このような場合は、前述の「災害時に緊急的に運用を行う必要が生じた場合」と同様とし、基本的には、事前に国立天文台事務局の連絡窓口連絡し、事前協議をすることが前提ではあるが、事前連絡が難しい場合は、運用開始後又は運用終了後のできる限り早い段階で、事後とならざるを得なかった理由とともに、国立天文台事務局の連絡窓口当該運用結果について報告することとする。

3. その他

その他についても、双方の運用に問題が生じないように、前広に情報交換することとする。

以上